

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

滋賀国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、私は町内の納税組合の役員から国民年金への加入を勧められたので、昭和46年4月に妻と共に加入し、それ以降は保険料も一緒に納付してきた。平成21年3月中旬ごろに社会保険事務所から送付されてきた納付記録では、申立期間が納付済みとされている。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入及び保険料納付に関する説明は詳細かつ具体的であり、申立人の妻の国民年金被保険者資格取得日が昭和46年4月20日となっていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人及びその妻は、いずれも申立期間後60歳となるまで長期にわたって国民年金保険料を完納しており、昭和50年1月以降は付加保険料も併せて納付しているなど国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録では、申立人は、当初、申立期間は納付済み、その後の昭和46年10月から47年3月までの期間が未納とされていたが、平成21年5月21日に逆に申立期間が未納、その後の期間は納付済みに訂正されていることが確認できるなど、行政の記録管理に何らかの不手際があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年2月まで

平成21年11月に、ねんきん定期便が届き、昭和40年4月から41年2月までが未納と記録されているが、その期間当時は、仕事を辞めた後で自宅におり、同居していた両親が私の分も含め3人分の国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたと思う。

私の住んでいるA町は旧の在所で、自分の分だけ納付しないことは考えられず納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、昭和40年3月にB社を退社した後、両親が申立人の保険料も含めて3人分を自治会の集金人に納めていたと主張している。

しかし、申立期間は、C市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録においてもオンライン記録と同じ未加入期間とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 783 (事案 165 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 8 月までの期間、41 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、48 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 4 月から 7 年 3 月までの期間、9 年 4 月から同年 11 月までの期間、10 年 2 月から同年 11 月までの期間及び 13 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 8 月まで
② 昭和 41 年 12 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 48 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで
⑤ 平成 2 年 4 月から 7 年 3 月まで
⑥ 平成 9 年 4 月から同年 11 月まで
⑦ 平成 10 年 2 月から同年 11 月まで
⑧ 平成 13 年 6 月から同年 9 月まで

申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、自分で市役所及び区役所で国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③については、免除申請した覚えが無く、保険料を納付していたので、申請免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に係る申立てについては、i) 申立期間が長期間である上、申立人の居住地も A 市から B 市へと変わっており、長期間にわたって、かつ、異なる市において納付記録の誤りが続くことは考えにくいこと、ii) 申立人及びその夫の国民年金保険料納付記録を見ると、昭和 61 年 3 月までの保険料納付済期間、保険料免除期間及び保険料未納期間が夫婦同一

であり、納付記録に過誤がある可能性はうかがえないこと、iii) 当委員会における本件の調査に際しては申立人の夫が応対していたが、申立人の夫は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等に係る記憶が不明確であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いこと、iv) 申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てに当たり、申立人自身が、市役所及び区役所で、申立期間の国民年金保険料を納付していたと従来の主張を繰り返すのみで、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立人は、今回新たに申立期間③及び⑧について申し立てているが、申立期間③については、前述ii) のとおり、申立人の夫についても申請免除の期間であり、申立期間⑧については、申立期間直後の平成13年10月の保険料が時効により納付できなくなる期日直前の15年11月26日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったと考えられる上、申立人は、申立期間以降も70歳になる前まで保険料を納付し、年金受給資格期間である300月を満たしていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年1月まで

昭和53年ごろに国民年金推進員が訪れ、「今なら過去の未納保険料を納付できる。」と言われたので、申立期間の保険料として、月額4,000円、合計約9万円を一括で納付し、夫については約4年間の未納期間があり、金額も約20万円と大金であったため、4回に分割して納付した。

夫に未納や未加入期間は無いのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の国民年金の未納保険料と申立人自身の申立期間の保険料を特例納付したと主張しているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和40年5月11日に払い出され、国民年金制度が発足した35年10月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されており、被保険者台帳には、第3回特例納付期間中（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）に36年4月から40年3月までの期間の保険料が4回に分割して特例納付されていることが確認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月19日に払い出され、41年8月10日（平成13年7月11日に、厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月11日に訂正）までさかのぼって被保険者資格が取得されており、申立人の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は、41年8月10日と記載されていることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、A市が保管する申立人の被保険者名簿においても、申立期間は、「印紙不要」と押印がされていることから、未加入期間であることがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年9月まで

私が20歳になった時に、両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされている。

私の兄と妹については、両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を20歳から納付している。私の記録だけが未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時に両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後である昭和47年11月10日に元夫と連番で払い出され、同年10月28日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は両親が兄と妹の国民年金保険料も20歳から納付していたと主張しているが、申立人の兄は、20歳以降、厚生年金保険に加入する昭和45年*月までの34か月間、国民年金に加入しておらず、妹についても、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、56年10月12日であり、20歳になった48年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得しているが、保険料の納付が確認できるのは、56年9月分以降である。

加えて、申立人の両親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする両親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年7月まで

申立期間当時は、A市に居住しており、父親が、加入手続をして町内会役員の集金により、20歳になった月から納付していたと言っている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた時に父親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人が所持する年金手帳の住所欄は、当初から平成4年10月1日に転入したB市の住所が記載されている上、B市が保管する国民年金個人照会票から、5年8月17日に申立人の国民年金加入手続が行われ、20歳になった3年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時は、未加入期間である。

また、申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の保険料は、加入手続が行われた時点で、時効により、制度上納付することはできず、同年7月の保険料についても、同年8月から5年3月までの保険料が過年度保険料として同年9月14日に一括して納付されていることがオンライン記録から確認できることから、時効により納付することができなかつた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親の当時の記憶は曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 11 月までの期間、59 年 3 月から同年 9 月までの期間、59 年 12 月から 60 年 6 月までの期間、61 年 5 月から同年 6 月までの期間、62 年 1 月から同年 5 月までの期間、62 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 59 年 3 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 12 月から 60 年 6 月まで
④ 昭和 61 年 5 月及び同年 6 月
⑤ 昭和 62 年 1 月から同年 5 月まで
⑥ 昭和 62 年 10 月及び同年 11 月
⑦ 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

会社を退職する度、国民年金の加入手続を市役所又は社会保険事務所（当時）で行い、申立期間の国民年金保険料を自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得がいかないのに、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に住所を有していた申立期間において、市役所又は社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立期間中に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号の横に B 市 C 区役所を示す「BC」と押印されていることから、この手帳記号番号は、平成 3 年 9 月 15 日に申立人が B 市 C 区に住所を移動した後に D 社会保険事務所（当時）により払い出されたものと考えられ、この時点において、申立期間の保険料は、制度上時効により納付することができない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に年金手帳の交付を受けた記憶が無いと回答している上、申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付等についての記憶が曖昧であり、申立人が14回にわたって国民年金の被保険者資格の得喪手続を行い、申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、行政側が、そのいずれも記録していないとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、申立人は、平成3年7月から同年9月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、適時適切に保険料を納付していたとの申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から同年6月までの期間、43年7月から44年5月までの期間及び44年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月及び同年6月
② 昭和43年7月から44年5月まで
③ 昭和44年8月

申立期間の国民年金保険料は、納付組織の集金により親族が納付してくれていたにもかかわらず、私だけ納付記録が無い。父親が最初に加入手続をしてくれ、会社を辞めた際は、私が市役所へ加入手続に行っていた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の保険料を、1か月を除き、すべて納付している上、申立期間当時の同居親族は、制度発足時から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付済みであることから、その納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月7日に払い出されており、オンライン記録によると、48年8月31日が被保険者資格取得日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市の記録においても、申立期間は、未加入期間とされている。

さらに、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、最初に国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の父親は既に亡くなっており聴取できないとともに、申立期間の保険料を納付していたとする義姉に聴取しても、納付したとする保険料が申立期間に係る申立人のものであったとは特定できなかった。

加えて、申立人の親族が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成4年2月まで
昭和63年ごろ、私が20歳となった61年*月から2年間の保険料が未納であることを父親が知り、A市役所で手続きをし、分割納付してくれた。それ以降は毎年保険料を納付してくれている。
ところが、申立期間の保険料が未納とされており、納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年2月28日に払い出されており、この時点では、申立期間のうち3年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の父親が2年間の保険料を分割納付したとの申立てについては、A市の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、加入手続が平成6年2月ごろになされたものと推測されることから、同手続後に、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳に納付記録がある平成4年3月以降の保険料2年分をさかのぼって納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月21日から32年5月6日まで
記録照会回答票を見るまで自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを全く知らなかった。退職を申し出た翌日から会社には一度も行っていない。

脱退手当金は受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の支給手続がなされたことを意味する「脱手支給報告書作成済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から25日後の昭和32年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険は、60 歳にならないと支給されないと思っており、脱退手当金というかたちで受け取れることも全く知らず、脱退手当金の手続や受取をどこでするのかも知らなかった。
脱退手当金は受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名の記名押印がある脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していた住所が記載され、住所地に近い郵便局が希望の受領場所として記載されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人の意思に基づいて請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 11 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。